

令和５年度持続的生産強化対策事業における寒波等による農作物等の被害からの早期の生産回復・営農再開に向けた実証事業に係る公募要領

第１ 総則

令和５年１月２０日以降に発生した１０年に一度と言われる強烈な寒波等（以下「令和５年１月寒波等」という。）においては、従前、寒波等による被害をあまり受けなかった地域、特に九州地域を中心として、生育途中の農作物を中心とした低温障害の発生等、これまであまり例のない被害が生じたところである。

今回の令和５年１月寒波等による被害地域や被害内容が非常に稀であることを踏まえ、こうした被害地域において、被害を受けた農作物等の被害からの早期の生産回復・営農再開に向けた各種対策に係る実証を行い、その効果を取りまとめ、今後、異常気象により被害が発生した際の対応や、他産地への活用を通じて、被害防止に繋げるため、持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第３１７５号、３畜産第１９９３号農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長連名通知。以下「実施要領」という。）第１のただし書きに基づく緊急対策として、寒波等による農作物等の被害からの早期の生産回復・営農再開に向けた対策に係る実証事業（以下「本事業」という。）を実施する事業実施主体選定のための公募要領をここに定める。

第２ 事業実施手続

１ 実施計画の作成等

別記の第１の事業を実施しようとする事業実施主体は、様式第１号別添１から別添３までを添付した事業実施計画を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を所管する地方農政局長をいう。以下同じ。）に応募するものとする。

２ 添付書類

添付書類は、別掲１のチェックシート、別掲２の応募申請書のほか、次のとおりとする。

- （１）従前、寒波等の影響による被害をあまり受けなかった地域であることが証明された資料（都道府県による証明資料（任意様式））
- （２）別記の第１の事業内容の２の（１）から（２）ごとに助成対象者、ほ場所在地、被災面積、品目等が証明された資料（様式第１号別添２に係る必要な書類）
- （３）定款又は規約（農業者が組織する団体の場合）、収支予算（又は収支決算）等

なお、定款又は規約が公表されている場合は、別掲１のチェックシートの（２）ウの備考欄に公表先のアドレスを記載することで提出に代えることができる。

- （４）各取組の積算が確認できる資料（資材納品書（写）、作業内容等の根拠が分かる資料）
- （５）交付決定前に着手している場合は、被災日以降の取組であることが証明できる資料
- （６）その他、地方農政局長等が必要と認める書類

第３ 申請書類の提出期限等

１ 提出期限

申請書類の提出期限については、公示のとおりとする。

2 提出先及び問合せ先

提出先及び問合せ先は、別掲3のとおりとする。

ただし、受付時間は、土・日・祝日を除く日の10時から17時まで（12時から13時までの間を除く。）とする。

なお、電子メール及びファクシミリによる問合せは、不可とする。

3 提出部数

郵送等（郵送又はバイク便を含む宅配便。以下同じ。）の場合は、各1部

4 提出に当たっての注意事項

（1）事業実施計画書等は、公開している様式のファイルを活用して作成すること。

（2）申請書類の提出は、郵送等又は電子メールによるものとする。

（3）申請書類を郵送等により提出する場合は、「寒波等による農作物等の被害からの早期の生産回復・営農再開に向けた対策に係る実証事業」と封筒等の表に朱書きし、配達されたことが証明できる方法によるものとする。

（4）申請書類の電子メールによる提出を希望する場合は、別掲3の提出先及び問合せ先に送付先アドレスを確認の上、件名を「寒波等による農作物等の被害からの早期の生産回復・営農再開に向けた対策に係る実証事業の応募申請書類（応募団体名）」とし、本文に「担当者名」と「連絡先」を必ず記載するものとする。

ただし、添付するファイルは圧縮せず、1メール当たり7Mb以下とする。

なお、複数の電子メールとなる場合は、件名の応募団体名に続けて、その○（○は連番）とする。

（5）提出期限までに到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効とする。

（6）申請書類の差し替えは、原則として認めない。

（7）書類に不備等がある場合は、審査対象としない。

（8）提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査及び事業実施計画の承認以外には無断で使用しない。

（9）審査に当たり、農林水産省から応募団体に申請内容の確認を行う場合がある。

第4 事業実施主体の選定

1 応募申請書類の審査

地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）は、応募者から提出された応募申請書類について、事業実施計画、申請経費及び事業実施主体の妥当性等を審査し、審査結果を農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に報告するものとする。

2 補助金交付候補者の通知等

農産局長は、審査結果に基づき補助金交付候補者を決定し、その旨を地方農政局長等に通知するとともに、地方農政局長等は応募申請者に対して通知するものとする。

第5 事業実施主体に係る責務等

事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければならない。

1 事業の推進

事業実施主体は、実施要領及び持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知）を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業実施状況・評価の報告等、事業実施全般についての責任を持たなければならない。

事業実施主体は、実施要領のほか、別に制定された寒波等による農作物等の被害か

らの早期の生産回復・営農再開に向けた対策に係る実証事業実施要領を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業実施状況・評価の報告等、事業実施全般についての責任を持たなければならない。

2 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）に当たっては、次に留意するものとする。

- （1）事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- （2）事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果が得られるよう経費の効率的使用に努めること。

3 取得財産の管理

- （1）取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。
- （2）取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す必要があるときは、事前に地方農政局長等の承認を受けなければならない。

なお、地方農政局長等が承認した当該取得財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付することがある。

(別記)

第1 事業内容

本事業は、従前、寒波等の被害をあまり受けなかった地域において、令和5年1月20日以降に発生した10年に一度と言われる強烈な寒波等により甚大な被害を受けた農作物等の早期の生産・営農再開に向けた各種対策に係る実証とその効果を取りまとめるとともに、その普及を図るための以下の取組を支援する。

1 事業検討委員会の設置・開催

2から4までにおいて実施する取組内容の検討等を目的として、農業者、農業協同組合、市町村、都道府県（行政、試験研究機関、普及組織）等から構成される事業検討委員会を設置・開催する。

2 寒波等被害からの早期の生産回復・営農再開のために行う対策

(1) 早期の生産回復・営農再開のための栽培環境の整備

早期の生産回復・営農再開を図るために実施した追加的な施肥・防除、果実保護、花、芽、果実や茎葉等の除去等

(2) 早期の生産回復・営農再開のための栽培環境の整備に必要な生産資材の調達

3 検証・調査

2の対策に取り組む農業者（以下「参加農業者」という。）が実施する対策の効果の検証及び課題等の調査を行った上で、データ等の分析、評価及び改善策の検討を行う。

4 成果の報告及び普及

1から3までの成果に関する報告書を作成し、公表するとともに、研修会等により成果の普及を行う。

第2 対象品目

令和5年1月寒波等により被害を受けた野菜（ばれいしょを含む。）、果樹等

第3 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和5年1月20日から令和6年3月31日までとする。

第4 事業実施主体

事業実施主体は、以下に掲げる者であって、参加農業者が3戸以上とする。

1 都道府県

2 市町村

3 農業協同組合連合会、農業協同組合

4 その他農業者の組織する団体（事業実施及び会計手続きを適正に行い得る体制を有しており、代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。以下同じ。）

第5 採択要件

採択要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこととする。

1 本事業は、第1の事業内容の1から4までの取組をすべて実施（2は（1）又は（2）の取組を必要に応じて実施）するものとし、1の事業検討委員会については、都道府県の行政、試験研究機関、普及組織は必須の構成員とする。

2 事業の成果目標

(1) 成果目標

事業実施主体は、都道府県等の関係機関と協力の上、本事業の実施で対象となった農作物に係る都道府県内の全ての産地へ成果の普及推進及び全国の他産地への普及推進のための取組を行う。

(2) 目標年度

令和5年度

3 事業対象地域等

(1) 事業対象地域

事業対象地域は、従前、寒波等の影響による被害をあまり受けなかった地域であって、市町村が都道府県に対して令和5年1月寒波等の影響（被害が発生した時期の気象について、最低気温が平年を大きく下回った、降雪量が平年を大きく上回った等）による農作物等の被害状況を報告した地域とする。

(2) 事業対象ほ場

事業対象地域におけるほ場であって、市町村が令和5年1月寒波等により概ね30%以上の収穫量の減少が見込まれると認めたほ場

第6 補助対象経費の範囲

1 補助対象経費

- (1) 本事業において補助対象となる経費は、別表1及び2に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、第1の事業内容の1から4の取組ごとに整理し、特に2の取組については、別表2の取組ごとに整理する。また、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

- (2) 農業用ハウス等の園芸施設共済の加入対象施設について、生産資材の導入助成を受けて再設置を行う場合には、災害対策での助成は園芸施設共済の支払共済金が基本であることから、以下のアからウまでのいずれか低い額を国庫補助費の上限とする。

ア 補助対象経費の1/2

イ 令和5年1月寒波等により被害を受けたパイプハウス等が園芸施設共済に加入している場合には、補助対象経費に1/2を乗じて得た額から支払共済金に1/2を乗じて得た額を差し引いて得た額。

被害を受けたパイプハウス等が園芸施設共済に加入していない場合には、補助対象経費に1/2を乗じて得た額から、補助対象経費に令和5年1月寒波等により被害を受けた農業用ハウス等の経過年数及び施設の種類の種類に該当する時価現有率（園芸施設共済共済価額設定準則を定める件（平成30年3月28日農林水産省告示第655号）別表1の時価現有率をいう。）並びに4/10（園芸施設共済の付保割合の最大値である0.8に1/2を乗じて得た額）を乗じて得た額を差し引いて得た額

ウ 補助対象経費から支払共済金及び地方の支援措置を控除して得た額

2 申請できない経費

次の経費は本事業の対象としない。

- (1) 国の他の助成若しくは支援を受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
(2) 本事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
(3) 事業実施に直接関係ない経費
(4) 事業実施主体の経常的な運営経費

- (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額）

3 留意事項

(1) パイプハウスの設置

生産資材の調達に係る助成を受けてパイプハウスの設置を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済、損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。

(2) 農業共済、収入保険等の積極的活用

気象災害等による被災に備えて、本要領に基づく助成の対象となる参加農業者（以下「助成対象者」という。）は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済、収入保険等への積極的な加入に努めるものとする。

(3) 周辺環境への配慮及び適正な管理

本事業の取組に当たっては、適正な事業推進が図られるよう、地方公共団体は事業実施主体を適正に指導するとともに、事業実施主体は、作物残さの処理については、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題、不法投棄等の防止に留意するものとする。

第7 補助率等

補助率等については、第1の事業内容の1、3及び4の取組は2分の1以内、2の取組は別表2のとおりとする。

第8 募集方法等

1 募集方法

- (1) 農林水産省のウェブサイトにおいて、原則として、農産局長が公募するものとし、その詳細は公募要領によるものとする。
- (2) 追加公募を実施する場合は、農産局長が別に定める追加公募要領に基づき、一括して行うものとする。

2 審査

事業実施主体の選定に当たっては、地方農政局等において、応募者から提出された申請書類を審査・採点した上で、選定審査委員会に取組内容及び成果目標の妥当性について諮るものとする。

審査基準については、別表3のとおりとする。

3 選定方法

- (1) 応募者から提出された申請書類の採点は別表3の審査基準に基づき行うものとし、予算の範囲内で、全ての審査項目のポイントを合計し、事業ごとにポイントの高い者から順に採択するものとする。

なお、同ポイントの申請書類が複数あった場合は、令和5年1月寒波等により被害を受けた野菜、果樹等の面積が多い者を優先的に採択するものとする。

- (2) 地方農政局長等は、選定審査委員会による指摘等がある場合には、応募者に指示し、指摘等を反映した申請書類を提出させることができることとする。

なお、この場合にあっては、ポイントの変更は行わないものとする。

4 審査結果の通知等

- (1) 農産局長は、選定審査委員会による審査結果について、審査終了後、申請を受け

た地方農政局長等に対して速やかに通知するものとする。

(2) 地方農政局長等は、応募者に対して審査結果を通知するものとする。

第9 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

(1) 事業実施主体は、様式第1号別添1から別添3までを添付した事業実施計画を作成し、地方農政局長等に提出し協議を行うものとする。

ただし、公募要領により選定された補助金交付候補者については、事業実施計画の協議を行ったものとみなすことができるものとする。

(2) 事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができる。

ただし、事業実施計画の内容の変更が次のいずれかに該当する場合にあっては、(1)に準じた手続を行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 事業費又は事業量の3割を超える変更

エ 国庫補助費の増又は3割を超える減

2 事業実施計画の協議

地方農政局長等は、1により事業実施主体から事業実施計画の提出があった場合には、遅滞なく、事業実施計画の妥当性について協議を行うものとする。

3 指導監督等

(1) 指導監督

事業実施主体は、本事業の適正な実施が図られるよう、参加農業者に、

ア 第1の事業内容の2の対策に係る調査等への適切な対応

イ パイプハウス等の耐用年数期間内における適正な利用

について指導するものとする。

(2) 補助金の返還等

ア 地方農政局長等は、事業実施主体に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

イ 事業実施主体は、助成対象者が本事業を活用して導入したパイプハウス等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合であって、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められるときは、助成対象者に対し既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

ウ 事業実施主体は、助成事業に関して、助成対象者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助相当額を国に返還しなければならない。

エ 地方農政局長等は、事業実施主体による(1)の指導監督が適正に実施されていないと判断される場合であって、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められるときは、イ及びウの規定にかかわらず、事業実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第10 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の7月末日までに、寒波等による農作物等の被害からの早期の生産回復・営農再開に向けた対策に係る実証事業実施要領様式第2号により、事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。

なお、当該報告は寒波等による農作物等の被害からの早期の生産回復・営農再開に向けた対策に係る実証事業実施要領様式第3号による事業評価報告書をもって代えることができるものとする。

- 2 地方農政局長等は、1の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、当該事業実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第11 事業の評価

- 1 事業の評価に当たって実施主体が行う成果目標の達成状況の自己評価は、原則として、寒波等による農作物等の被害からの早期の生産回復・営農再開に向けた対策に係る実証事業実施要領様式第3号により作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 1の報告を受けた地方農政局長等は、遅滞なく、その内容について点検評価し、原則、その結果を踏まえた評価所見を様式第4号に記入するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2により作成した評価所見等を農産局長に提出するものとする。
- 4 農産局長は、3により提出を受けた評価所見等を取りまとめ、評価結果・手法及びその他必要な事項等について意見を聴取するために評価検討委員会に諮るものとし、地方農政局長等は、評価検討委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

なお、評価検討委員会において意見聴取を行う場合には、地方農政局長等は、必要に応じて事業実施主体に提示して、事業の取組内容を評価検討委員会に説明させることができるものとする。

- 5 地方農政局長等は、4により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。
- 6 地方農政局長等は、2の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、様式第5号により速やかに改善計画を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

- (1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
- (2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- 7 6の改善計画に基づく取組の再評価については、1及び2に準じて行うものとする。

なお、事業実施主体は、成果目標の達成状況を改善計画の周期となる年度の翌年度の7月末日までに報告するものとする。

ただし、改善計画は2年以内の計画となるよう設計するものとする。

- 8 地方農政局長等は、6により指導を行った場合には、その内容を農産局長に報告するものとする。

第12 成果の公表・情報発信

事業実施主体は、本事業により得られた成果物について、事業検討委員会の構成員の

属する機関のホームページ等で公表するなど、積極的に周知・情報発信するとともに、構成員の協力を得て研修会等を行うことで、その普及に努めるものとする。また、公表された成果物については第三者の使用を妨げないものとする。

第13 その他

1 事業の着手

事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて早期の事業の実施が営農再開のために必要な場合については、交付決定前に着手することができる。この場合にあつては、支援内容及び助成対象者ごとに着手年月日を整理するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

2 事業費の低減

農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者から見積りを徴取すること等により、事業費の低減に努めることとする。

別表1 補助対象経費（第6関係）

費目	細目	内容	留意事項
備品費		事業を実施するために直接必要な検証、調査備品及び機械導入に係る経費 （ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	- 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）等を添付すること。 - 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 - 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価 （日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	- 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 - 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 - 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 - 補助事業従事者別の出勤簿や作業日誌を整備すること。 - 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	事業実施主体が会議室を所有している場合は、取組主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	- 切手は物品受払簿で管理すること。 - 電話等の通信費については、基本料金を除く。
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	

	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	資材費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・検証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るもの、既に取り組んでいる技術に係るものを除く。）	・資材は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・検証等に用いる低廉な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、施工等を専ら行う経費	

委託費		・本事業の交付目的である事業の部分（例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第3者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 事業の完了時において補助事業に要した経費を確定できない場合
- 3 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入又はリース・レンタルの場合

別表 2（第 6 関係）

公募要領別記第 1 の 2 の寒波等被害からの早期の生産回復・営農再開のために行う対策の補助率等は以下のとおりとする。

取組内容	補助対象経費		補助率	注意点
1 早期の生産回復・営農再開のための栽培環境の整備	野菜（ばれいしょを除く）・花き	花、芽、茎葉等の除去、追加的施肥・防除等による生育回復の取組や、被害を受けた農作物（収穫を行う予定であったが収穫を行わなかった農作物等）の撤去等による栽培環境整備の取組	定額（11,000 円/10a 以内）	・作物別に左記の早期の生産回復・営農再開のための栽培環境整備の取組内容を 1 つ以上実施していること。 ・取組を実施した根拠が分かる資料を添付すること。 ・被害を受けた農作物の撤去について、実需者等が収穫を行う予定であったほ場の農作物の撤去の取組については、当該実需者が、当該ほ場において収穫を行う予定であったが収穫を行わなかった旨を証明できる場合に限る。
	果樹	果実保護、花、芽、茎葉、果実等の除去、追加的施肥・防除等による生育回復の取組や、被害を受けた農作物（収穫を行う予定であったが収穫を行わなかった農作物等）の撤去等による栽培環境整備の取組	定額（10,000 円/10a 以内）	
	ばれいしょ	茎葉等の除去、追加的施肥・防除等による生育回復の取組や、被害を受けた農作物（収穫を行う予定であったが収穫を行わなかった農作物等）の撤去等による栽培環境整備の取組	定額（10,000 円/10a 以内）	
2 早期の生産回復・営農再開のための栽培環境の整備に必要な生産資材の調達	肥料、薬剤、パイプハウスの修理等に必要な生産資材等（パイプ等の撤去費用を含む。）、他作物への転換を図る場合に必要な種子・種苗等の消費材の購入経費など、栽培環境の整備に必要な資材		1 / 2 以内	・補助対象経費の根拠が分かる資料（納品書、請求書等）を添付すること。

別表3（審査基準）

公募要領別記第8の2の審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く1及び2の審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

1 共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の妥当性】	【目的・目標の妥当性】 ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性 【事業実施計画の妥当性】	【事業実施計画の妥当性】 ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性 【事業実施体制の妥当性】	【事業実施体制の妥当性】 ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性 【国の支援の妥当性】	【国の支援の妥当性】 ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

2 各取組の審査基準

取組	評価項目	配分基準	ポイント
事業検討委員会の設置・開催	ア 構成員の役割分担が明確となっているか。	5つ満たす。	5
	イ 構成員に被害対策に関する知見を有する者はいるか。	4つ満たす。	4
	ウ 構成員に対策の効果の検証、調査、分析、評価等を行える者はいるか。	3つ満たす。	3
	エ 検討委員会の開催内容が事業の目的・目標を踏まえたものになっているか。	2つ満たす。	2
	オ 検討委員会の開催時期、開催回数が適当なものとなっているか。	1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0
検証・調査、成果の公表・普及	ア 効果の検証、調査の方法が適切なものとなっているか。	5つ満たす。	5
	イ 分析、評価等の方法が適切なものとなっているか。	4つ満たす。	4
	ウ 成果の公表の方法が適切なものとなっているか。	3つ満たす。	3
	エ 成果の周知・情報発信が積極的に行われることになっているか。	2つ満たす。	2
	オ 関係者が連携した普及推進体制となっているか。	1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0

別掲 1

寒波等による農作物等の被害からの早期の生産回復・営農再開に向けた対策
に係る実証事業チェックシート

(フリガナ) :

応募団体名 :

チェック 欄	提 出 資 料 一 覧	
	書 類 の 名 称	備 考
	(1) 寒波等による農作物等の被害からの早期の生産回復・ 営農再開に向けた対策に係る実証事業実施計画書（様 式第1号別添1、別添3）（必須）	
	(2) 従前、寒波等による被害をあまり受けなかった地域の ア であることが証明された資料（必須）	
	イ 助成対象者、ほ場所在地、被災面積及び品目等が証明 された資料（様式第1号別添2）（必須）	
	ウ 定款、規約等及び収支予算（又は収支決算） （ただし、事業実施主体が都道府県及び市町村の場合 は除く。）	
	エ 各取組の積算が確認できる資料（資材納品書（写）、 作業の根拠が分かる資料等）（必須）	
	オ 交付決定前に着手している場合は、被災日以降の取組 であることが証明できる資料	
	(3) 本票（チェックリスト）（必須）	

- (注) 1 応募に必要な上記の各資料について、公募要領に基づき記載内容等が整っていることを確認した上で、提出時に、本票のチェック欄に「○」を記入願います。
- 2 ウェブページに公表されている資料は、備考欄に公表資料のURLを記入することにより、提出に代えることができます。

別掲 2

寒波等による農作物等の被害からの早期の生産回復・営農再開に向けた対策に係る実証事業に係る事業実施計画の応募申請について

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

所 在 地
団 体 名
代表者名

このことについて、寒波等による農作物等の被害からの早期の生産回復・営農再開に向けた対策に係る実証事業の公募要領第 2 に基づき関係書類を添えて応募申請します。

なお、事業実施計画に関する担当者は下記のとおりです。

担当者氏名 :
電 話 :
メールアドレス :

寒波等による農作物等の被害からの早期の生産回復・
営農再開に向けた対策に係る実証事業

事業実施計画書

事業実施年度： 令和 年度

事業実施主体名： _____

所 在 地： _____

第1 事業実施地域の被災等状況

--

注：被災をもたらした気象状況（被害発生時の気温や降雪量等がここ10年間程度の気温や降雪量等と比較してどうであったか等）、被災状況（被災農作物や農業用パイプハウスの被害状況、被災面積、被災農家数等）を具体的に記載すること。

第2 事業実施主体及び事業実施体制

1 事業実施主体名及び代表者名

事業実施主体名	
代表者氏名	

2 事業実施体制申請者

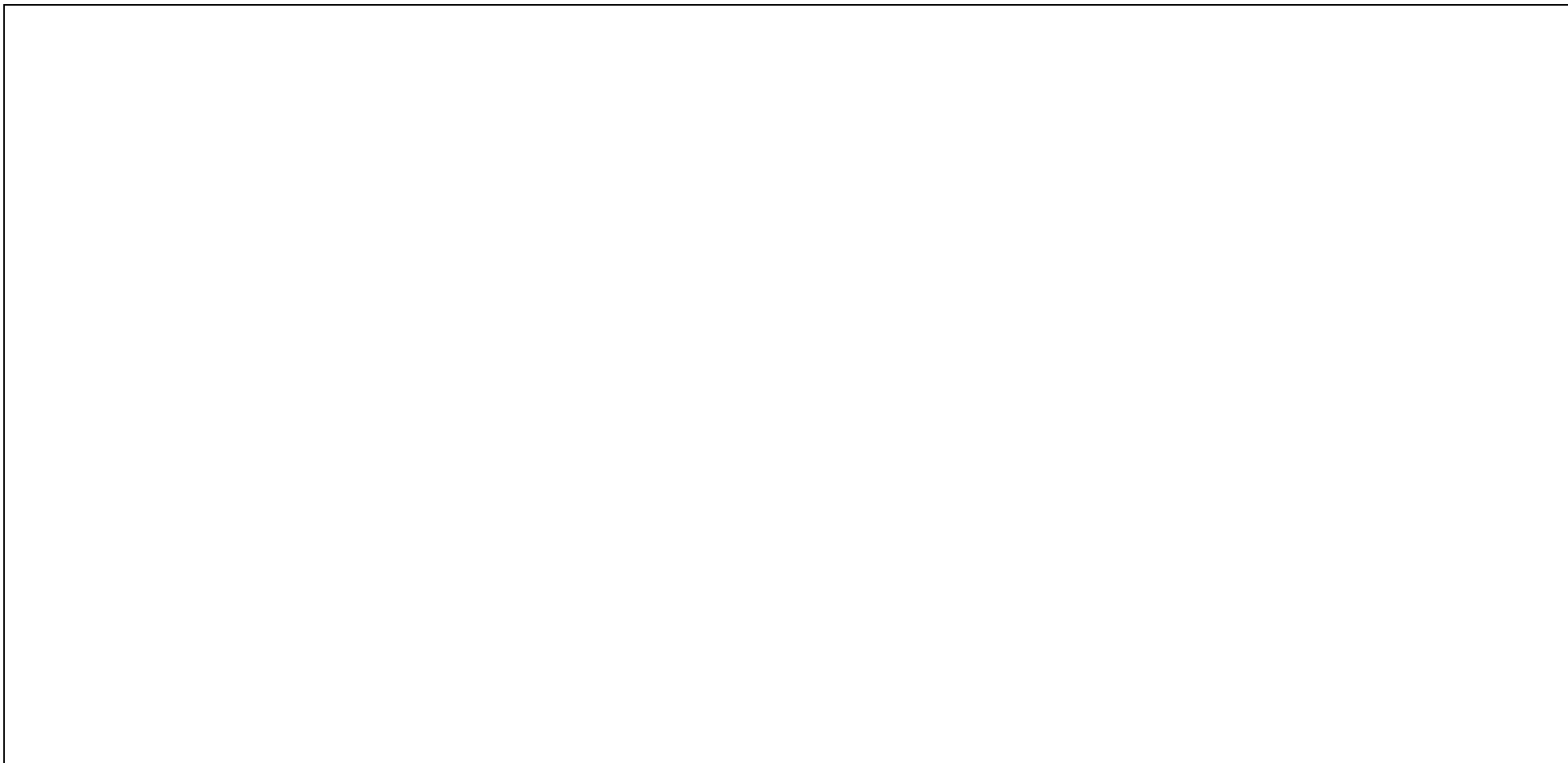
（1）事業実施担当者

所属・役職	
氏名（ふりがな）	
電話番号	
E-mail	

（2）経理担当者

所属・役職	
氏名（ふりがな）	
電話番号	
E-mail	

(3) 事業実施体制の構成（フロー図等）



注1：事業実施体制が分かる図などの添付も可。

注2：事業実施体制の構成は、事業に関係する者（事業実施主体を中心に、事業検討委員会の構成員）の役割分担等も含め、全体像が把握できるように記載してください。別葉としても構いません。

第3 事業計画総括表

事業概要	総事業費 (A) + (B) + (C)	負担区分				備考
		補助率	国庫補助金	自己資金	その他	
(1) 事業検討委員会の設置・開催	円		円	円	円	
(2) 寒波等の被害からの早期の生産回復・営農再開のために行う対策						
ア 栽培環境の整備						
イ 生産資材の調達						
(3) 検証・調査						
(4) 成果の報告及び普及						
合 計						

注：備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

第4 事業の実施方針及び成果目標

1 事業の実施方針

--

2 対象作物

--

3 成果目標（公募要領別記第5の2関係）

成果目標を達成するための方針	
----------------	--

第5 事業全体の実施スケジュール

事業の実施期間	取組内容
○年度 月 月 月 月 月	

第6 事業内容

1 事業検討委員会の設置・開催

(1) 事業検討委員会の委員候補

所属・役職名	氏名	役割分担内容	備考

(2) 実施時期及び内容

実施時期 年 月	検討内容	備考

2 寒波等の被害からの早期の生産回復・営農再開のために行う対策

被災作物名	取組内容		
		具体的な取組内容	実施面積 調達量
	早期の生産回復・営農再開のための栽培環境の整備		
	早期の生産回復・営農再開のための栽培環境整備に必要な生産資材の調達		
合 計			

注：別添3の内容と整合をすること。

3 検証・調査

取組内容	備考

注：対策効果の検証及び課題等の調査の時期・方法、データ等の分析並びに評価方法を具体的に記載する。

4 成果の報告及び普及

取組内容	備考

注：成果の報告方法、成果の普及体制及び普及方法を具体的に記載する。

第7 経費の配分及び負担区分

事業概要	補助事業に要する経費（又は要した経費） (A) + (B) + (C)	負担区分			備考
		国庫補助金	自己資金	その他	
	円	円	円	円	
(1) 事業検討委員会の設置・開催					
(2) 寒波等の被害からの早期の生産回復・営農再開のために行う対策					
(3) 検証・調査					
(4) 成果の報告及び普及					
合 計					

注：備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

第8 事業完了予定（又は完了）年月日 令和 年 月 日

第9 収支予算

1 収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金					
2 自己資金					
3 その他					
合 計					

2 支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
(1) 事業検討委員会の設置・開催 (2) 寒波等の被害からの早期の生産回復・営農再開のために行う対策 (3) 検証・調査 (4) 成果の報告及び普及	円	円	円	円	
合 計					

様式第1号別添2
寒波等の被害からの早期の生産回復・営農再開のために行う対策

寒波等による農作物等の被害からの早期の生産回復・営農再開に向けた対策に係る実証事業 助成対象者に係る被災証明

No.	被災日	事業内容	助成対象者	住所	ほ場所在地	面積（a）	品目	被害状況（具体的に記入）	備考

上記の者は、「寒波等による農作物等の被害からの早期の生産回復・営農再開に向けた対策に係る実証事業実施要領（令和5年5月1日付け5農産第57号農林水産省農産局長通知）に定める助成対象者」の要件を満たすことを証明します。

令和 年 月 日
発行団体名：●都道府県●市町村
役職・氏名：

- 注：1 「事業内容」欄には、以下のいずれかを記載すること。
- ・ 栽培環境整備
 - ・ 生産資材の調達
- 2 交付決定前に着手している場合には、「備考欄」に着手年月日を記載すること。
- 3 助成対象者が法人等の構成員の場合は、助成対象者名の下段に法人名及び代表者名を（ ）書きで記載すること。
- 4 被災時の気象状況（気温、降雪量、風速を平年と比較できる）が分かる資料を添付すること。
- 5 被害状況が分かる写真等を添付すること。

寒波等による農作物等の被害からの早期の生産回復・営農再開に向けた対策に係る実証事業のうち
早期の生産回復・営農再開のための栽培環境の整備 計画書

(事業実施年度：令和〇〇年度)

事業実施主体名

代表者氏名

1 作物の被災状況

2 実施方針及び実施計画

3 実施内容

事業量			事業に要する経費 (円)	負担区分			備考
経費区分	実施面積	補助率		国庫補助金 (円)	自己負担 (円)	その他 (円)	
栽培環境整備							
野菜・花（作物名） 茎葉等の撤去、施肥、 防除等	ha	定額（11,000 円/10a以内）					
果樹（作物名） 果実保護、幼果の撤去 等	ha	定額（10,000 円/10a以内）					
ばれいしょ 施肥、防除等	ha	定額（10,000 円/10a以内）					
計							

注1：経費区分欄には、作物別に主に実施した取組を記載すること。
注2：実施面積欄は、定額補助の要件については別表2の注意点のとおり「生産回復・営農再開のための栽培環境整備の取組内容を1つ以上実施していること。」としているため、各参加農業者が実施する（又は実施した）取組のうち最も大きい実施面積（実面積）を積み上げた数値を記載すること。

寒波等による農作物等の被害からの早期の生産回復・営農再開に向けた対策に係る実証事業のうち
早期の生産回復・営農再開のための生産資材の調達 計画書

(事業実施年度：令和〇〇年度)

事業実施主体名

代表者氏名

1 作物等の被災状況

2 実施方針及び実施計画

3 実施内容

事業量				事業に要する経費 (円)	負担区分			備考
経費区分	調達量等	単価	補助率		国庫補助金 (円)	自己負担 (円)	その他 (円)	
資材の調達 種苗 ハウス用パイプ 〇〇〇								
計								

注：経費区分の欄は、公募要領別記第1の2の（2）の具体的な生産資材を記載すること。

4 農業用パイプハウスの園芸施設共済の加入対象施設の再設置

園芸施設共済の加入対象施設について、生産資材の調達に係る助成を受けて再設置を行う場合には、公募要領別記第6の1の(2)に定めるアからウまでの計算結果を以下に記載の上、計算結果のうち最も低い金額を国庫補助費の上限として、「3 実施内容」に記載して下さい。

ア 補助対象経費の1／2	
イ	① 被災を受けた農業用パイプハウスが園芸施設共済に加入している場合 (補助対象経費×1／2)－(支払共済金×1／2)
	② 被災を受けた農業用パイプハウスが園芸施設共済に加入していない場合 (補助対象経費×1／2)－(共済額(※)×1／2) ※共済額：補助対象経費×被災を受けた農業用パイプハウスの経過年数及び施設の種類の 該当する時価現有率×8／10
ウ 補助対象経費－支払共済金－地方自治体の補助金	

事業完了予定（又は完了）令和 年 月 日

別掲3

寒波等による農作物等の被害からの早期の生産回復・営農再開に向けた対策 に係る実証事業の申請書類提出先及び問合せ先

都道府県	提出先・問合せ先	住所 電話番号
北海道	北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課	〒064-8518 札幌市中央区南22条西6丁目2-22
		直通 011-330-8807
青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	東北農政局生産部生産振興課	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1(仙台合同庁舎A棟)
		直通 022-221-6179
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県	関東農政局生産部生産振興課	〒330-9722 さいたま市中央区新都心2-1(さいたま新都心合同庁舎2号館)
		直通 048-740-0407
新潟県・富山県・石川県・福井県	北陸農政局生産部生産振興課	〒920-8566 金沢市広坂2-2-60(金沢広坂合同庁舎)
		直通 076-232-4302
岐阜県・愛知県・三重県	東海農政局生産部生産振興課	〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2
		直通 052-223-4622
滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	近畿農政局生産部生産振興課	〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
		直通 075-414-9020
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県	中国四国農政局生産部生産振興課	〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1(岡山第2合同庁舎)
		直通 086-224-9411
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	九州農政局生産部生産振興課	〒860-8527 熊本市西区春日2丁目10番1号(熊本地方合同庁舎)
		直通 096-300-6208
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1(那覇第2地方合同庁舎2号館)
		直通 098-866-1653

※ メールによる提出を希望される方は、メールアドレスを提出先にお問合せください。